平成２７年（フ）第２１２号
群馬県高崎市中泉町620番地４　ディアコート203号室
債務者　半田　英治
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第６１７号
埼玉県所沢市東所沢３丁目１番地の６　ＮＰＯ　ＳＳＳ所沢寮
債務者　爲貝　裕司
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６３９号
埼玉県狭山市狭山台１丁目29番地の１　901
債務者　河田　　豊（従前の氏名王忠維）
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第８５号
新潟県燕市本町２丁目４番16号
債務者　大泉　昭英
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第３７号
京都府綾部市西町３丁目12番地の２　柏原東馬方、前住所広島市中区舟入南３丁目４番９―204号
債務者　柏原　ゆか（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第１８０９号
愛知県長久手市蟹原102番地　アーバングリーン305号
債務者　伊藤　　尚
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８２８号
名古屋市港区入船２丁目２番40号　グラン・コート名古屋港302号
債務者　安井　幹登
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８６７号
愛知県津島市宮川町２丁目39番地３
債務者　後藤　ミキ
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７０号
三重県伊賀市上郡566番地の３
債務者　中森　栄子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第１７９４号
福岡県筑紫郡那珂川町後野１丁目４番15号
債務者　福田　優子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８０９号
福岡県粕屋郡志免町南里７丁目４番７号　セジュールますみ105号
債務者　城戸　友美
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８３０号
福岡県糟屋郡新宮町大字湊245番地１　シャーメゾン湊Ｂ101号
債務者　中谷　　修
1　決定年月日時　平成28年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８４４号
福岡市南区平和２丁目27番19―102号、前住所福岡市中央区清川３丁目８番17―1305号
債務者　湊　　朋子
1　決定年月日時　平成28年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８５５号
福岡市博多区対馬小路１番９―103号、前住所福岡市博多区店屋町４番32―1003号
債務者　山本　理江
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８５９号
福岡市早良区原４丁目16番６―503号
債務者　梅野　雄一
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８６１号
福岡市中央区白金１丁目12番25―205号
債務者　藤崎　由美
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８６３号
福岡県宗像市ひかりヶ丘７丁目３番地25
債務者　熊谷　省治
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部